

3 活性化に資するビジネス・生活インフラ整備

1 公益事業関係

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1) ア	電気通信事業における事業区分の見直し (総務省)	電気通信事業における事業区分について、新規参入を一層促進する観点から、一種・二種の事業区分の廃止、参入規制の大幅な緩和(許可制の廃止)等、全般的に規制水準を引き下げる方向で抜本的に制度を見直していく。その際は、法益に照らし合わせ、事業者の自由な創意工夫を阻害することのないよう、事前規制については適切な範囲で必要最小限のものとする。	検討	法案提出	法案成立後公布	(総務省) 平成14年8月7日に、情報通信審議会から、IP化・ブロードバンド化といったネットワーク構造や市場構造の急激な変化に柔軟に対応するとともに、電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法における一種・二種の事業区分を廃止する等競争の枠組みについて見直すことを内容とする「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」を得た。 この答申を受けて、電気通信事業法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。	IT イ
	NTTの在り方 (総務省)	a NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、東・西NTTの経営効率化の推進等、競争促進のための自主的な実施計画をNTT持株会社及び東・西NTTが作成し、公表することを期待するとともに、当該実施計画の実施状況を注視する。	一部措置 済 (10月公表)	注視	注視	(総務省) 平成13年10月25日、電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画がNTTから公表・報告された。これを受け、同月26日に「電気通信市場の競争促進のための自主的な計画の実施について」を公表した。 その後、平成14年10月29日、NTTから電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の実施状況が公表・報告されたことから、これを受け、同月30日に「電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の一層の推進について」を公表した。 今後とも、引き続き着実かつ速やかな実施を要請するとともに実施状況を注視する。	IT イ a
(1) イ	電力の小売自由化範囲の拡大 (経済産業省)	小売自由化範囲の拡大については、需要家が供給者に関する選択肢を確保し得る環境整備を進めつつ、高圧(受電電圧6kV以上の需要家:中小ビル・工場等)までの自由化を行うとともに、家庭用などへの全面自由化の実施に向けた条件を明確に設定し、スケジュールを明示して取り組む。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。	エ ネ イ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	送電線整備に関するルール (経済産業省)	連系送電線を中心とした基幹送電線については、全国的視点からの整備の必要性を踏まえつつ、既存電力会社に限定されない主体による送電線の整備ルールや整備計画の作成などが行われる厳格な仕組みを整備する。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 これを受け、第156回国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出した。	エネイ c
	送配電設備建設の自由化 (経済産業省)	自家発電設備を所有する事業者が近隣へ電力を供給する場合、国民経済的観点にも配慮しながら、原則として自由な送電線建設を認める。その際、送電線建設を認めることで自由化部門では不必要となる特定供給に対する許可規制の在り方や、新規参入事業者が建設したネットワークのオープンアクセスについても併せて検討する。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 これを受け、第156回国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出した。	エネイ b
(1) ウ	ガスの小売自由化範囲の拡大 (経済産業省)	小売自由化範囲については、その拡大スケジュールを明確にして、早期にこれを実施するとともに、家庭用を含む小規模需要の自由化の実現性についても検討する。		検討・結論		(経済産業省) 平成14年9月より、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の場において審議を行い、平成15年2月に以下の内容を含む「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。	エネウ a
(1) エ (ア)	港湾運送事業に係る規制 (国土交通省)	規制緩和を先行して実施した主要9港以外の港についても、需給調整規制を廃止し免許制を許可制にするとともに運賃・料金の認可制を事前届出制とする規制の改革に向けて検討し、所定の結論を得て、以降速やかに措置を講ずる。		検討	結論(15年度中に結論を得て、以降速やかに措置)	「運輸」1を参照	運輸 才

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1) エ (イ)	タクシー事業の緊急調整措置 (国土交通省)	緊急調整措置の発動要件と手続について、不断に見直しを行い、真にやむを得ない場合に厳に限定されるよう運用する。特に、非流し地域における実車率の低下率の数値引き上げを含めて、安易な需給調整規制の復活という事態に至らないよう、制度の不断の見直しを行う。また、同措置を発動する場合には十分な説明責任を果たすこととする。	逐次実施			「運輸」7(1)を参照	運輸 イ
(1) ア	周波数再配分方策の検討 (総務省)	最適な周波数再配分方策について、既存免許人への対応などの具体化を図るため、既に欧米で実施されたオークション方式による電波配分の実施状況の問題点を含め分析した上で、公平性、透明性、迅速性、周波数利用の効率性等の観点から検討を行い、所要の措置を講ずる。	調査・検討	調査・検討・結論	措置	(総務省) 最適な周波数配分の実現を目的とした新たな電波有効利用方策の検討を行うため、平成14年1月から電波有効利用政策研究会を開催し、同年12月に報告書を取りまとめた。 同報告書においては、 新たな電波ニーズに迅速に対応するため、準備期間(計画の策定から免許人に電波利用の終了を求めるまでの期間)が短期間となるような再配分を実施した場合に損失を受ける既存免許人に対する給付金制度の導入。 個々の無線局の周波数の割当方法について、公正性、透明性を高め、電波の有効利用を促進する観点から、比較審査項目に電波の再配分費用の負担について新規免許人が自ら申し出る負担額等を加えて審査する市場原理活用型比較審査方式の導入 を提言した。 また、周波数の割当方法へのオークション導入の是非については、欧州における落札額の高騰問題など、電波の有効利用を著しく阻害する危険性が強いことから、オークションではなく、新たな免許手続き(市場原理活用型比較審査方式)の導入を提言した。 なお、給付金制度の具体化については、平成15年2月より「電波再配分のための給付金制度の具体化に関する研究会」を開催し、給付金額の算定方式等について検討中である。	IT ア

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1) イ	混雑空港発着枠の再配分 (国土交通省)	国内航空事業では、平成17年に混雑空港発着枠の再配分が行われるが、その際には、客観性及び透明性の確保や支配的事業者とその他の事業者との競争条件に十分配慮した上で、基準を明確かつ具体的に設定する。		14年度以降検討		(国土交通省) 「国内航空分野における競争促進策の強化について」(平成14年4月26日国土交通省発表)にて、新規航空会社が大手航空会社と競争して新たな事業展開を図ることができるよう、「競争促進枠」を創設するとともに、平成17年2月の再配分の際に競争促進枠を拡充することとしている。	運輸 才27
(1) ア	電気事業分野における非競争分野と競争分野の会計分離 (経済産業省)	非競争分野から競争分野への内部補助防止のため会計を明確に区分経理するとともに、内部補助防止のための有効な措置を検討する。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 第156回通常国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出した。	エネ イ
(1) イ	国内航空事業における新規参入に係る対応 (公正取引委員会)	国内航空事業分野では、新規参入者の開設した路線に係るその割安な料金を標的にして、競合する路線・時間帯の特定便に係る料金値下げが既存航空事業者によって行われ、公正な競争が阻害されているのではないかと指摘があるが、独占禁止法(昭和22年法律第54号)違反行為への厳正な対応等、適切な対応を図る。		14年度以降逐次実施		(公正取引委員会) IT関連分野及び公益事業分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うため、平成13年4月にIT・公益事業タスクフォースを設置し、規制改革の進展や新規参入による競争の活発化が期待されるこれらの分野における審査機能を強化している。同タスクフォースは、平成14年9月、大手航空会社3社(日本航空株式会社、全日本空輸株式会社及び株式会社日本エアシステム)に対して、新規参入者が運航している国内航空路線において、新規参入者の設定している特定便割引運賃と同等又はこれを下回る運賃を設定していた行為が私的独占に当たるとおそれがある旨の問題点の指摘を行い、自主的な改善措置を採ることを求めた。	運輸 才28 a

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度			平成15年度
	(国土交通省)	また、事業運営上不可欠な搭乗受付カウンター、旅客搭乗橋等の空港施設についても、既存事業者が使用しているスペースを新規参入者が公平に使用できるよう、新規参入者の要望を踏まえ、既存事業者に協力を要請する。		14年度以降逐次実施	<p>(国土交通省)</p> <p>平成14年10月以降、JAL・JAS統合に伴い創設された競争促進枠について、大手航空会社が暫定使用する場合には新規航空会社に対してチェックインカウンターや搭乗橋の割譲等を行うことを条件として配分を実施。</p> <p>さらに平成15年1月以降、各航空会社が同様の使用状況となるよう空港スポットの調整を実施し、特に、羽田空港においては、原則として、新規航空会社に対して6便分まで優先的に固定スポットを配分する措置を実施。</p> <p>以上の結果、新規航空会社の空港施設の使用状況は、以下のとおり改善された。</p> <p>(平成14年10月)</p> <p>SKY 3便分搭乗橋の使用を開始(羽田空港)</p> <p>ADO 3便分搭乗橋の使用を開始(羽田空港)</p> <p>(平成14年11月)</p> <p>SNA 全便搭乗橋の使用を開始(宮崎空港)</p> <p>(平成15年1月)</p> <p>SKY 6便分搭乗橋の使用を開始(羽田空港)</p> <p>ADO 6便分搭乗橋の使用を開始(羽田空港)</p> <p>(平成15年2月)</p> <p>ADO ANAとの並びにカウンターを設置(羽田空港)</p> <p>(平成15年4月)</p> <p>SKY ANAとの並びにカウンターを設置(羽田空港)</p> <p>注) SKY ; スカイマークエアラインズ</p> <p>ADO ; 北海道国際航空</p> <p>SNA ; スカイネットアジア航空</p>	運輸 才28b	

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	業種を超えた参入の促進 (経済産業省、総務省、公正取引委員会)	電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者による業種を超えた参入が活発化すると考えられるが、事業所管省庁は、他分野における市場支配力等を背景とした反競争的行為が行われないよう、参入等に当たって適切な担保措置を講ずる。また、問題となる行為が見られた場合には、事業所管省庁及び公正取引委員会は、積極的にこれを是正・排除する。		検討・措置		<p>(公正取引委員会)</p> <p>IT関連分野及び公益事業分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うため、平成13年4月にIT・公益事業タスクフォースを設置しており、規制改革の進展や新規参入による競争の活発化が期待されるこれらの分野における審査機能を強化し、監視に努めている。</p> <p>(総務省)</p> <p>東京電力株式会社が第一種電気通信事業に参入する際に、同社が電気事業分野において独占的な地位を有していること等、固有の事情があることを踏まえ、情報通信審議会への諮問、パブリックコメント等を経て、電気通信市場における公正競争を確保するため必要最小限のものとして、第一種電気通信事業の参入許可に当たって条件を付した。(平成14年2月8日許可)</p> <p>また、中部電力株式会社が参入する際にも、同様の事情があることを踏まえ、参入許可に当たって同様の条件を付した。(平成14年9月25日許可)</p> <p>(公正取引委員会、経済産業省)</p> <p>個別事業法において競争ルールに関する所要の規定を整備していくとともに、法運用に関する事業者の予測可能性を高め、紛争、法令違反を未然に防止する観点から、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、具体的事例を示した「適正な電力取引についての指針」を改定・公表した。(平成14年7月25日)</p>	競争ウ e
(1) ア	移動体通信事業における再販事業者の参入を促進するためのガイドラインの策定 (総務省)	引き続き、移動体通信事業における再販事業者の参入を促進するためのガイドラインの見直しを行う。		逐次見直し			ITイ b

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1) イ	電気事業分野における卸電力市場の整備 (経済産業省)	供給信頼度の面、効率性の面等に留意しつつ、市場原理が有効に機能するよう、振替供給料金の廃止、必要に応じた周波数変換設備の整備やスポット取引を実現する託送制度の整備などの条件整備を行い、卸電力市場を整備する。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 これを受け、第156回国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出した。	エネ イ
(1) ウ	ガス託送制度の改善 (経済産業省)	卸託送制度を整備する等、託送制度の改善を図る。		検討・結論		(経済産業省) 平成14年9月より、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 これを受け、第156回国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出した。	エネ ウ b
(1)	電気通信事業分野における線路敷設の円滑化 (関係府省)	インフラ整備を通じて競争を促進する観点から、光ファイバ網などの通信ネットワークの整備に際して必要となる工事や土地利用等に係る各種規制について、高コストの原因となっていないか、過剰規制となっていないか等について点検を行い、インフラ整備を抑制している規制があれば、これを緩和する等の措置を講ずる。		実際上の必要性が生じた場合に検討			I T ア c
	エネルギー分野におけるインフラ整備の促進 (関係府省)	電気事業における送電ネットワークやガス事業における導管ネットワークの整備に際して必要となる工事や土地利用等に係る規制について、インフラ整備を抑制している規制があれば、これを緩和する等の措置を講ずる。  熱供給事業法の対象外の小規模(21ギガジュール/h r未満)の熱供給導管についてもエネルギー政策等の観点から公共財的性格が法令上位置付けられれば、義務占用に準じた道路占用を認めることを検討する。		実際上の必要性が生じた場合に検討			エネ エ a  エネ エ b

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2) イ	現行の接続供給制度に関する条件改善 (経済産業省)	新規参入者の利用に当たっての透明性の向上のため、既存の電力会社の一層厳格な会計分離の徹底を行うとともに、電力会社・新規参入者双方の利用上の公平性の確保のための制度整備を行う。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 これを受け、第156回国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出した。	エネ イ d
(2) ウ	既存のガス供給インフラの第三者への開放 (経済産業省)	既存のパイプラインについて、大手都市ガス4事業者以外の都市ガス会社のパイプラインなど公共性の高いものについては、第三者利用を一層拡大する。		検討・結論		(経済産業省) 平成14年9月より、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 これを受け、第156回国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出した。	エネ ウ a
(2) イ (ア)	系統運用のルール整備・中立化 (経済産業省)	送配電網を利用した電力分野における競争上の公平性についての懸念を排除するために、電力系統の運用のルールについて、既存電力会社とは異なる主体がこれを作成し、これに従った公平・中立な電力系統の運用を行うといった海外における方策も踏まえた制度整備を行う。なお、既存電力会社がこの機能を担うこととした場合には、セキュリティや信頼度維持の観点も踏まえつつ、中立的な主体によるルール設定が行われる制度を整備する。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 これを受け、第156回国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出した。	エネ イ a
		新規参入者が託送を円滑に利用できるように、ネットワークのセキュリティの維持にも配慮しつつ、新規参入者に対する電力系統に関する技術情報などの公開や、送電線の空き容量が適時確認できるシステムを導入する。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 これを受け、第156回国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出した。	エネ イ b



重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2) イ (イ)	現行の接続供給制度に関する条件改善 (経済産業省)	新規参入者の利用に当たっての透明性の向上のため、既存の電力会社の一層厳格な会計分離の徹底を行うとともに、電力会社・新規参入者双方の利用上の公平性の確保のための制度整備を行う。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 これを受け、第156回国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出した。	エネ イ d
(2) イ (ウ)	送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保 (経済産業省)	託送制度、送電線整備、電力系統の運用ルールを中立化し、発電と電力販売における競争を一層促進するため、既存電力会社の送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保について厳格な中立性・公平性・透明性の担保方を講ずる。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 これを受け、第156回国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出した。	エネ イ
(2) ウ	既存のガス供給インフラの第三者への開放 (経済産業省)	大手都市ガス4事業者の託送料金については公正競争の観点からその算定の透明性を高めるための一層厳格な会計分離の徹底を行うとともに、自由化の範囲の拡大に伴う一層の透明性・公平性の確保の観点から、厳格な情報遮断の仕組みを整備する。		検討・結論		(経済産業省) 平成14年9月より、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 これを受け、第156回国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出した。	エネ ウ c
(2) ア	現行の接続供給制度に関する条件改善 (経済産業省)	同時同量の確保の方法については、電力系統全体では同時同量が守られる必要がある等の技術的な要素も踏まえつつ、より柔軟な制度への見直しを行う。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。 これを受け、第156回国会に「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出した。	エネ イ b

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(3)	ガイドラインの適時適切な見直し等 (関係府省)	個別事業法において競争ルールに関する所要の規定を整備していくとともに、法運用に関する事業者の予測可能性を高め、紛争、法令違反を未然に防止する観点から、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、具体的事例を示した既存の個別事業分野におけるガイドラインを適時適切に見直す。		逐次実施		(公正取引委員会、経済産業省) 個別事業法において競争ルールに関する所要の規定を整備していくとともに、法運用に関する事業者の予測可能性を高め、紛争、法令違反を未然に防止する観点から、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、具体的事例を示した「適正な電力取引についての指針」を改定・公表した。(平成14年7月25日) (公正取引委員会、総務省) これまでの独占禁止法及び電気通信事業法の運用事例を踏まえた規定の追加並びに「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正に伴う規定の整備等を内容とする「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の一部改定を共同で行った。(平成14年12月25日公表)	競争ウ
(3) イ	電気通信事業分野におけるエンフォースメントの強化 (総務省)	電気通信事業分野において、引き続き、市場参加者のより一層の信頼を得るべく、市場環境の変化に即応した競争ルールの見直しを図るとともに、情報収集、監視、紛争処理、制裁措置といったエンフォースメントの強化に一体的な取組を図る。		逐次措置		「競争」3(2)を参照	ITイ b、競争ウ a
(3) ウ	エネルギー分野における競争監視機能の強化 (経済産業省)	電気事業分野においては、市場監視及び紛争処理のための監視機関に高度のチェック機能を付与する。また、ガス事業分野においても、市場の公正な運営を監視するための機関の設計を検討する。		検討・結論		(経済産業省) 電気事業分野では、平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が、また、ガス事業分野では、平成14年9月より、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の場において審議を行い、平成15年2月の「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」がそれぞれ取りまとめられ、大臣に答申された。	競争ウ c

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	電気事業分野における規制機関の独立性(経済産業省)	市場監視のためのより高度な専門性を備えた行政組織や、より公平性・中立性・透明性が確保された機動的な紛争処理を行う組織を整備する。		検討・結論		(経済産業省) 平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。	エネイ
	ガス事業分野における市場監視機関(経済産業省)	ガス市場において市場の公正性を監視するための機関の設計を検討する。		検討・結論		(経済産業省) 平成14年9月より、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」が取りまとめられ、大臣に答申された。	エネウ
(3)	専門的機関の機能・権限(関係府省)	ネットワーク事業分野における専門的機関については、迅速な紛争処理、競争監視の実効性確保、競争ルール策定との連携を実現する観点から、その整備に当たり、以下のような機能・権限を付与することについて検討する。 ア 斡旋、仲裁などの事業者間の紛争処理機能 イ 情報遮断、会計分離等を含む競争ルールの遵守状況等の監視及び調査権限 ウ 監視、紛争処理の成果を競争ルール策定に適切に反映するための勧告権限		検討・結論		(経済産業省) 電気事業分野では、平成13年11月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において審議を行い、平成15年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」が、また、ガス事業分野では、平成14年9月より、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会の場において審議を行い、平成15年2月の「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」がそれぞれ取りまとめられ、大臣に答申された。 これを踏まえ、第156回通常国会に関連規制措置の導入等を内容とした「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案」を提出。	競争ウ d

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(3)	ネットワーク事業分野における審査体制・機能の強化 (公正取引委員会)	市場開放が進められているネットワーク事業分野において公正競争を確保する観点から、公正取引委員会の審査体制及び機能を強化し、独禁法違反被疑事実に関する処理の迅速化を図る。		検討・措置	逐次実施	(公正取引委員会) 私的独占、不公正な取引方法等の独占禁止法違反行為に対して厳正に対処すべく、平成14年度において28人、平成15年度において25人、それぞれ審査部門の増員を図るとともに、競争の活発化が期待されるIT関連分野及び公益事業分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うため設置したIT・公益事業タスクフォース(平成13年4月設置)を活用し、平成14年度においては、北海道電力株式会社及び大手航空3社による私的独占の疑いがある行為に対して迅速に対処した。	競争イ(ア)
	公正取引委員会の体制移行 (公正取引委員会、総務省)	公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。 (体制移行については、内閣府が規制改革の推進、消費者利益の確保等を担っていること等を踏まえ、よりふさわしい体制とする観点から内閣府に移行することとし、第156回国会に(関係)法案提出)	体制移行について検討	法案提出(15年1月) 法案成立後、公布・施行		(公正取引委員会、総務省) 「公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律」は4月2日成立、9日施行。	競争ア

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(3)	専門的機関と公正取引委員会の関係 (公正取引委員会及び関係府省)	<p>実効性ある競争監視及び公正・透明かつ迅速な紛争処理を確保する観点からは、競争の基本ルールである独占禁止法を所管する公正取引委員会と、各事業法を所管する事業所管省庁又は専門的機関が、それぞれの法律に基づき、競争ルールの遵守状況の監視、紛争処理を行うことができるようにし、両者の競争緊張関係の下で、適切な処理が行われるようにする。</p> <p>このような関係の中で、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、迅速かつ柔軟にルールの見直しが行われ、それが監視や紛争処理に活用されるよう、公正取引委員会、事業所管省庁、専門的機関の間で、適時適切に情報交換を行う等、実効性ある連携を図る。</p>		逐次実施		<p>(公正取引委員会、経済産業省) 電気事業分野及びガス事業分野においては、それぞれの所管範囲に責任を持ちつつ、相互に連携を図ることにより、「適正な電力取引についての指針」及び「適正なガス取引についての指針」を共同で策定している。また、経済産業省は、「電気の取引に関する紛争処理ガイドライン」及び「ガスの取引に関する紛争処理ガイドライン」を策定し、電気事業法又はガス事業法に基づいて紛争処理を行うほか、独占禁止法上の関連があると考えられる事項については公正取引委員会に連絡するなど、紛争の適切な処理が行われるよう、相互の連携を図っている。</p> <p>(公正取引委員会、総務省) また、電気通信事業分野においては、それぞれの所管範囲に責任を持ちつつ、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を共同で策定しており、同指針に基づいて、必要に応じ情報交換等を行うこととするなど、相互の連携を図っている。</p>	競争 ウ

2 司法サービスに関するインフラ整備<「法務」1に再掲>

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	法曹人口の大幅増員等 (司法制度改革推進本部、法務省)	b 司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すべきとしている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る。 また、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、平成22年頃までに3,000人程度に増員されても、これが上限を意味するものではないので、この点を踏まえて、その後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討を行う。	調査・検討	調査・研究・検討		「法務」1(1)を参照	法務 ア b
(2)	法科大学院非修了者への司法試験受験資格の確保 (司法制度改革推進本部、法務省)	平成18年度より実施される新司法試験においては、法科大学院を修了していない予備試験合格者であっても、法科大学院修了者と全く同じ条件で新司法試験を受験することができることを確保する。		措置済 (10月法案提出、11月成立、12月公布)	(17年12月施行)	「法務」1(2)を参照	法務 ア

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(3)	専門分野(知的財産権、国際企業法務、医療等)に通じた法律家の養成 (文部科学省)	<p>法科大学院の設置基準について、弁護士等の実務家が専任教員を兼務することを認め、また、必要修得単位93単位の中に、有用な実定法以外の科目を含める。こうした観点から、専門分野に通じた法律家を養成するため必要な場合には、必要専任教員数や必要修得単位数の引き下げも含めて対応策を検討し、適切な措置を採る。</p> <p>また、法科大学院の設置基準については、各法科大学院の判断で公認会計士、医師等の専門家を入学選抜試験で優遇することを可能とする基準とする。</p> <p>また、法学以外に専門を持たない法学部卒業者に関して必要に応じて法科大学院以外の大学院の科目の単位を取得するような指導も行いつつ、法学部出身者でない法学既修者に対しても、法学以外の学問を一定以上修得している法学部卒業者と同様に、2年での修了を積極的に認めるような運用がなされるようにするための措置を検討する。</p> <p>さらに、法科大学院への入学者選抜に際しては、同一の大学法人が設置する大学の学部卒業者が優遇されたり、法学部又は法学科出身者の割合が過大になることのないよう、第三者評価による情報公開などを通じた実効的な措置を講ずる。</p>		一部措置済	逐次実施	「法務」1(3)を参照	法務ア
(4)	法科大学院の設立等 (文部科学省)	<p>法科大学院の設立に関する制度設計については、必要な質を担保する客観的条件を満たす場合には設立を認めることとし、設立後は、市場の評価を通じた教育の質の改善ができるように、行政は正しく十分な情報公開を担保する措置を採る。</p>		一部措置済	逐次実施	「法務」1(4)を参照	法務ア

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(6)	<p>弁護士法第72条の見直し (司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省)</p>	<p>弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条については、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討した上で、その規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保することとし、所要の措置を講ずる。</p> <p>なお、法律サービスの質的向上のためには、その担い手の増加を通じた競争の活性化が重要であるところ、非弁護士の法律事務の取扱等を禁止する弁護士法第72条については、非弁護士の法律事務の取扱可能範囲を拡大させる観点から、例えば、以下のような指摘も行われており、上記の検討はこれらの指摘があることも認識しつつ行う。</p> <p>弁護士法第72条ただし書において、弁護士法で別に定める場合を例外としているが、司法書士法(昭和25年法律第197号)など他の法律で例外が定められていることを踏まえ、これを改めるべき</p> <p>法廷外法律事務について、弁護士以外の専門家(隣接法律専門職種に限定しない)が行えるようにすべき、少なくとも、会社がグループ内の他の会社の法律事務を有償で受託できるようにすることを含めて消費者保護の必要性が薄い対事業所向けの法律サービスについては直ちに弁護士法第72条の例外とすべき</p> <p>会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすべき</p> <p>弁理士の訴訟代理権について、弁護士との共同との条件を撤廃すべき</p> <p>(第156回国会に関係法案提出(の指摘関係))</p>		遅くとも15年度末までに措置	<p>法案提出(の指摘関係)</p> <p>法案成立後、公布(の指摘関係)</p>	「法務」1(6)を参照	法務ア



重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度			平成15年度
(7)	弁護士業に係る規制緩和 (司法制度改革推進本部、法務省)  (司法制度改革推進本部、法務省)	国際化時代の法的需要に対応するために、弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を推進することは必須であるとの見地から、共同事業についての目的制限の撤廃等による自由化を実施し、外国法事務弁護士による雇用禁止規定については、これを撤廃すべきという指摘等があることも踏まえて見直しを実施する。また、これらの実施の際に弊害防止措置を設けるとしても、必要最小限のものとする。 (第156回国会に係る法案提出) また、弁護士法第30条第1項に規定する公務就任の制限及び同条第3項に規定する営業等の許可制について、届出制に移行することにより自由化すべく、早期に所定の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出    法案提出	法案成立後、公布    法案成立後、公布	「法務」1(7)を参照	法務ア

3 都心高度化

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	重畳的規制の整理・合理化 (総務省、国土交通省)	a 排煙設備は、人命を守り火災により発生した煙を排出するための設備であるが、消防法の規定が消火活動上の支障とならないようにすることを目的としている一方、建築基準法の規定は避難上支障とならないようにすることを目的としている。沿革的には、当初は消防法のみ規定があったものであるが、次第に建築基準法の規定が整備されてきたため、現在の運用では、両法が適用される場合でも、概ね建築基準法の基準で設定すればよいとされている。今後とも、このような例においては、関連する規定を所管する省庁間で十分連携を取り合い、法令改正等により必要が生じた場合には、統一的な運用を行うために必要な手続を所管省庁間で定め、外部に公表する。		平成14年度検討開始、 逐次実施	「住宅」3(1)を参照	住宅 ア28	
		b 建築基準法においては、スプリンクラー設備が設置されている場合に防火区画や内装不燃化の緩和ができることとされ、消防法においては、逆に防火区画された小区画室についてはスプリンクラー設備の設置が免除されている。このように、代替的な内容の規定相互間においては今後とも、技術水準の向上等を踏まえつつ、必要が生じた場合には、整理・合理化を推進する。		平成14年度検討開始、 逐次実施			
(1)	消防法・建築基準法の性能規定化等による合理化 (総務省) (国土交通省)	a 消防法について、建築基準法の性能規定化との整合性を確保するとともに、消防法に規定する消防用設備や消火活動上必要な施設について、できる限り性能規定化を図る。		平成14年度検討開始、 逐次実施	「住宅」3(2)を参照	住宅 ア29 a	
		b 建築基準法においても、消防法の性能規定化に伴い必要となる性能規定の整理・合理化を行う。		平成14年度検討開始、 逐次実施			

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	加圧防排煙システムに係る手続の見直し (国土交通省)  (総務省、国土交通省)	a 加圧防排煙システムについては、大臣認定によらず、建築主事等による建築確認により採用することができるよう技術的可否を含め検討する。その際、排煙設備は一般空調用の換気ファン(排気ファン)を兼用できるよう検討する。		検討	平成16年度結論	「住宅」3(3)を参照	住宅ア30 a
		b 加圧防排煙システムを採用する際に、避難部屋と非常用エレベーターロビーを兼用できるよう、消防法の性能規定化の中で検討するとともに、その結果を踏まえて、建築基準法においても附室とロビーの兼用を検討する。		逐次検討			「住宅」3(3)を参照
(1)	消防・建築関係の指導の適正化 (総務省、国土交通省)	<p>超高層建築物等について、火災等の災害時に人命救助等を容易にするため、地方公共団体の消防担当部局が、ヘリコプターの緊急離発着場等の設置を求めるなど、法令上義務付けられた水準を超えることを求める指導を行う場合がある。</p> <p>また、建築確認の際に、特定行政庁や指定確認検査機関が、性能規定化以前に行われていた防災評定や構造評定(高さ45m超60m以下の建築物について)を求めるなど、従前の取扱いに基づくことを求める指導もあるとの指摘がある。</p> <p>このような指導の性格は、本来、任意の協力を求めるものであり、強制力を伴うものではない旨、通知により地方公共団体等に周知が図られてきたところであるが、改めて、同趣旨を周知徹底する。</p>		措置済		「住宅」2(4)を参照	住宅ア27
(2)	道路空間と建築物の立体的利用の推進 (国土交通省)	適正かつ合理的な土地利用が図られ、避難、消火、延焼防止、さらに採光、通風等良好な市街地環境の形成等の観点から支障がなく、かつ、道路構造の保全、安全で円滑な道路交通の確保等道路管理上の支障がない場合においては、都市計画上の位置付けを明確にすること等により道路空間と建築物の立体的利用を図ることについて検討する。		検討	平成15年度以降結論	「住宅」1(3)を参照	住宅ア

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(3)	航空法による建築物等の高さ制限の合理化 (国土交通省)	我が国の各空港が置かれている気象・地形などの自然的・地理的条件、稠密な市街地や船舶の轉換する港湾等と近接しているといった立地条件や航空機の運航実態を踏まえた運航の安全性の確保と環境面の配慮の必要性を十分に考慮に入れて、最近の我が国の就航機材の実情、諸外国の類似例等を踏まえ専門的・技術的観点から現行の制限表面の合理性について再検証を行い、都心の高度利用の二一ズも踏まえ、制限表面の見直しを検討する。		検討	平成15年度中目途に一定の結論	「住宅」1(4)を参照	住宅ア
(3)	航空障害灯に係る規制の合理化 (国土交通省)	都心の高度利用の更なる進展に対応するとともに、ライトアップ等の都市美観との調和による都市景観の向上に資するため、航空機の運航の安全を確保した上で、航空障害灯の規制について個数、光度、点滅周期等の規制を必要最小限化する、あるいは建物のライトアップで代替可能とする等の措置を含めて検討を行い、更なる緩和を行う。		検討	結論	「住宅」1(5)を参照	住宅ア